

町民の皆さまへ

令和3年1月7日に首都圏の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象とした緊急事態宣言が発令され、1月13日には、2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が、緊急事態宣言の対象区域に追加されました。

昨年12月以降、全国的に患者数が急増し、特に首都圏を中心に新規患者数が過去最多を更新する状況が続いており、医療提供体制がひっ迫している地域も見受けられるなど、今後、緊急事態宣言の対象地域の拡大が危惧される状況にあります。

また、岩手県内においても、感染が確認された方が400人を超えている状況にあり、引き続き町民の皆さまには、3つの感染予防対策の取り組みについてご協力をお願いします。

1. 「緊急事態宣言が発令されている地域との往来について」は、不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

その他の地域であっても「感染が拡大している地域との往来について」は、慎重に判断するようお願いします。

2. 家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策については、「マスク着用」、「手洗い」、「消毒」、「三密を伴う会合等の回避」などを徹底していただきますようお願いします。

3. 新型コロナウイルスは、誰しものが感染しうる病気ですので、感染症患者を特定する行為、感染症患者やその関係者に対する差別、偏見、誹謗中傷は厳に慎み、相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者などに対しては、感謝と思いやりの気持ちを持ち応援してくださるようお願いします。

令和3年1月13日

西和賀町長 細井洋行

感染が拡大している地域との往来

(1) 緊急事態宣言が発令されている地域との往来について

不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

緊急事態宣言が発令されている地域

(1都2府8県 令和3年1月15日現在)

【不要不急の往来に該当しない場合（例）】

- ・会社の業務での出張
(※医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など)
- ・病院への通院
- ・親などの介護
- ・就職活動
- ・入学試験

(2) その他の地域との往来について

緊急事態宣言が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域との往来は慎重に判断するようにお願いします。

- ・直近1週間の新規患者数（対人口10万人）が、15人以上の地域への移動の際には、訪問先や出張先の状況の確認をお願いします。
- ※緊急事態宣言が発令されている地域を除く。（岩手県ホームページ 岩手県新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認ください。）